



円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項第2号中「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

別表第1第59項を次のように改める。

59 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項、第78条の12、第79条第1項、第79条の2第1項、第115条の12第1項、第115条の21、第115条の45の5第1項及び第115条の45の6第1項の規定に基づく指定又は更新申請手数料	
(1) 指定地域密着型サービス事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 20,000円
イ 指定更新申請	1件につき 10,000円
(2) 指定居宅介護支援事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 20,000円
イ 指定更新申請	1件につき 10,000円
(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 4,000円
イ 指定更新申請	1件につき 2,000円
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 4,000円
イ 指定更新申請	1件につき 2,000円

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が改正され、危険物の貯蔵所の設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額の標準が改定されたこと、及び介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が鹿児島県から本市に移譲されることに伴い、本市における手数料の額を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。